

# 資料第 1 号

教育推進部学務課

## 教育委員会における幼児教育・保育の無償化の実施について

### 1 概要

令和元年10月1日に公布される子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化に向けた取組を踏まえ、幼稚園等を利用する子どもの保育料を無償化する。

### 2 無償化内容

#### (1) 対象施設等

- ア 区立幼稚園を対象に、3歳から5歳までの小学校就学前児童の保育料を無償
- イ 給食を実施している施設等（柳町こどもの森、児童発達支援そよかぜ）を対象に給食費を無償化

#### (2) 預かり保育事業

- ア 保育の必要性の認定がある場合については、預かり保育利用料を無償化
- イ 保育の必要性の認定がない場合については、国の補助額に合わせて一時利用料を改定予定（日額700円⇒450円）

### 3 必要な手続き

- ア 文京区立幼稚園使用条例の一部改正
- イ 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正
- ウ 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部改正
- エ 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部改正

### 4 今後のスケジュール

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 令和元年8月上旬  | 無償化に係る手続きの開始             |
| 令和元年8月下旬  | 議会報告（無償化の実施）、子ども・子育て会議報告 |
| 令和元年9月上旬  | 区報・HP掲載                  |
| 令和元年9月中旬  | 議会報告（条例提案）               |
| 令和元年10月1日 | 無償化開始                    |